

災害対応における官民連携について

令和7年2月17日
内閣官房 防災庁設置準備室

目次

- 1. 災害関連法制等における官民連携の位置付けについて**
- 2. 災害ボランティア等との連携について**
- 3. 民間企業等との連携について**

1. 災害関連法制等における官民連携の位置付けについて

災害対策基本法等における官民連携の位置付け

災害対策基本法

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 (略)

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

防災基本計画

第2編 第1章 第3節 (NPO・ボランティア等との連携)

- 市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る

第2編 第1章 第6節 (関係機関との協定締結など連携強化)

- 平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。（略）
- 国〔内閣府、消防庁〕は、地方公共団体間の相互応援協定の事例を共有し、協定締結に向けた取組を推進するものとする。 3

(参考) 様々な主体による被災地支援

- 災害発生時には、被災地内の自治体や住民・企業のみならず、被災地外の行政機関や民間企業等が連携し、被災地への物資輸送や避難生活支援など各種災害応急対策を実施することにより、被災地支援を実施。
- **大規模災害発生時における行政機関の資源不足の懸念を踏まえると、NPO や民間企業等の力は必要不可欠**であり、さらなる連携強化が必要。

被災地

基礎自治体

被災住民

民間企業等

外部からの支援

行政機関

民間企業等

NPO
ボランティア等

- 国
- 都道府県
- 地方公共団体

- 指定公共機関
- 協定締結企業
- 一般民間企業
- 大学・研究組織

- NPO・NGO
- 一般ボランティア
- 災害中間支援組織
- 災害ボランティアセンター

2. 災害ボランティア等との連携について

災害ボランティアの変遷と政府の対応

- 阪神・淡路大震災(H7)を契機にボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる（ボランティア元年）。
- 新潟県中越地震(H16)等を受け、市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置・運営する流れが定着。
- 東日本大震災(H23)で、NPO、企業等多様な主体の支援が広がる一方、主体間の活動調整の難しさが顕在化。
- 熊本地震(H28)で行政・社協・NPO等の連携が始まる。団体活動を調整する全国域の災害中間支援組織（JVOAD）が設立。

| 主な災害とボランティア活動 | | | ボランティア活動の潮流 | 政府の対応 | |
|---------------|---------------|-------------------------|------------------|--|---|
| 第1期 | H7 | 阪神淡路大震災 | 約137.7万人 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる（ボランティア元年） ★ 多数のボランティアが入り、大混乱 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災対法改正（平成7年） 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨を明記 |
| | H9 | ナホトカ号海難事故 | 約27万人 | | |
| 第2期 | H16 | 台風23号 新潟県中越地震 | 約5.6万人 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 社会福祉協議会が災害ボランティアセンター（VC）の設置・運営を担うことが主流となる | <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災ボランティア活動検討会 平成16年から内閣府にて開始 |
| | H19 | 能登半島地震 | 約9.5万人 | | |
| | H21 | 中越沖地震 台風9号 | 約1.5万人 約2.2万人 | | |
| 第3期 | H23 | 東日本大震災 | 約154.5万人 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ NPO、NGO、企業等がボランティア活動（災害VCを通らないボランティアが約400万人） ☆ 専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応 ★ ボランティア団体のネットワーク化が課題になる ★ NPOボランティアの活動を調整する「中間支援組織」の必要性が注目される | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災対法改正（平成25年） 『行政がボランティアとの連携に努める』旨を明記。 防災基本計画も改正 |
| | H26 | 広島豪雨災害 | 約4.3万人 | | |
| | H27 | 関東・東北豪雨災害 | 約5.3万人 | | |
| 第4期 | H28 | 熊本地震 | 約11.8万人 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 行政・社協・NPO等の連携による「情報共有会議」の実施（火の国会議） ☆ 中間支援組織 JVOAD の設立 ☆ 被災地（県別）、全国レベル（東京）で情報共有会議を実施 ☆ 平時からの三者連携体制の構築が進展 ☆ 行政・社協・NPO等が連携した大規模な災害廃棄物処理のオペレーション（One Nagano）などの好事例が見られるようになる | <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災基本計画の改定（平成30年） 「中間支援組織を含めた連携体制の構築」を明記 ■ 防災基本計画の改定（令和元年） 「情報共有会議の整備推進」を明記 ■ JVOADとのタイアップ宣言（令和元年） ■ 災害VC運営費一部を災害救助法の国庫負担対象化（令和2年7月～） ■ 防災基本計画の改定（令和5年） 「都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、地域防災計画等における役割分担の明確化」を明記 |
| | H29 | 九州北部豪雨 | 約6.4万人 | | |
| | H30 | 平成30年7月豪雨 | 約26.3万人 | | |
| | R1 | 北海道胆振東部地震 | 約1.2万人 | | |
| | R1 | 令和元年房総半島台風 | 約2.3万人 | | |
| | R2 | 令和元年東日本台風 | 約19.7万人 | | |
| | R2 | 令和2年7月豪雨 | 約4.8万人 | | |
| R4 | 令和4年8月の大雨 | 約2.3万人 | | | |
| R4 | 台風15号 | 約0.7万人 | | | |
| R6 | 能登半島地震 | 約17.4万人 | | | |

被災地にて活動するNPO・ボランティア団体、一般ボランティア

- 専門的な技能を持つNPOやボランティア団体は、避難所運営支援や被災地の復旧にかかる重機作業等を実施。主に災害中間支援組織が団体間、団体・行政間の活動調整を実施。
- 一般ボランティアは、被災家屋の清掃や屋内外の片づけ等の活動を実施。主に被災地の市町村社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターが募集・受付等の活動調整を実施。

<活動内容>

避難所運営支援



重機作業



被災者の困り事相談 等



<活動調整：災害中間支援組織>

- 都道府県域で行政を含む多様な被災者支援の担い手間の連携・情報共有・役割分担等のコーディネーションを行う

※全国域の調整は「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)」が担う

平時



官民連携体制づくりに係る研修やセミナー等への実施協力

発災時

専門ボランティアの活動支援や活動調整



情報共有会議

<活動内容>

物資の仕分け・配布



被災家屋の清掃



屋内外の片付け 等



<活動調整：災害ボランティアセンター>

- 一般ボランティアと被災者の支援ニーズをつなげる
- 被災地の市町村社会福祉協議会が設置・運営



被災者のニーズとマッチング

出発前のオリエンテーション

現場での活動支援
(機材貸出等)

活動結果の報告・記録

防災教育・周知啓発WG（災害ボランティアチーム）提言（令和3年5月）

避難生活支援・防災人材育成エコシステムの構築 ～地域の災害専門ボランティアの力を活かす仕組み・体系の構築～

「エコシステム」

動植物の食物連鎖や物質循環といった生物群の循環系という意味から転じ、ある分野の構成員の協調関係、連携関係の中で、全体がうまく回る状況を表すものとして使用。

「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」

避難生活支援において、行政、避難者（地域住民）、ボランティア等が協働する結果、
・個々のボランティアはスキルを向上
・地域では避難生活環境を向上（防災力を向上）
といった相乗効果を生むシステム

現状・課題

1995年の阪神・淡路大震災（ボランティア元年）から四半世紀を経て、優れたスキルを持つ災害ボランティア・NPOが現れている

避難生活での**災害関連死、被災者の尊厳が確保されない状況**

[熊本地震では、死者のうち災害関連死が約8割(218人/273人)
(平成31年4月12日現在)]

専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOが知られていない

災害ボランティア・NPOに対する行政や地域住民等の理解不足

大規模災害時には、
・自治体のマンパワー・避難生活支援の専門的スキルが不足
・専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOも少数で不足

避難生活支援での**災害ボランティア・NPOと行政の連携・協働が不十分**

・大規模災害時は**広域から災害ボランティアが集まることが困難**
・コロナ禍では**地域外の災害ボランティアを受入れることに抵抗感**

政策の方向性

避難生活支援・防災人材育成エコシステム※のフル活用
(※別紙参照)

地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援

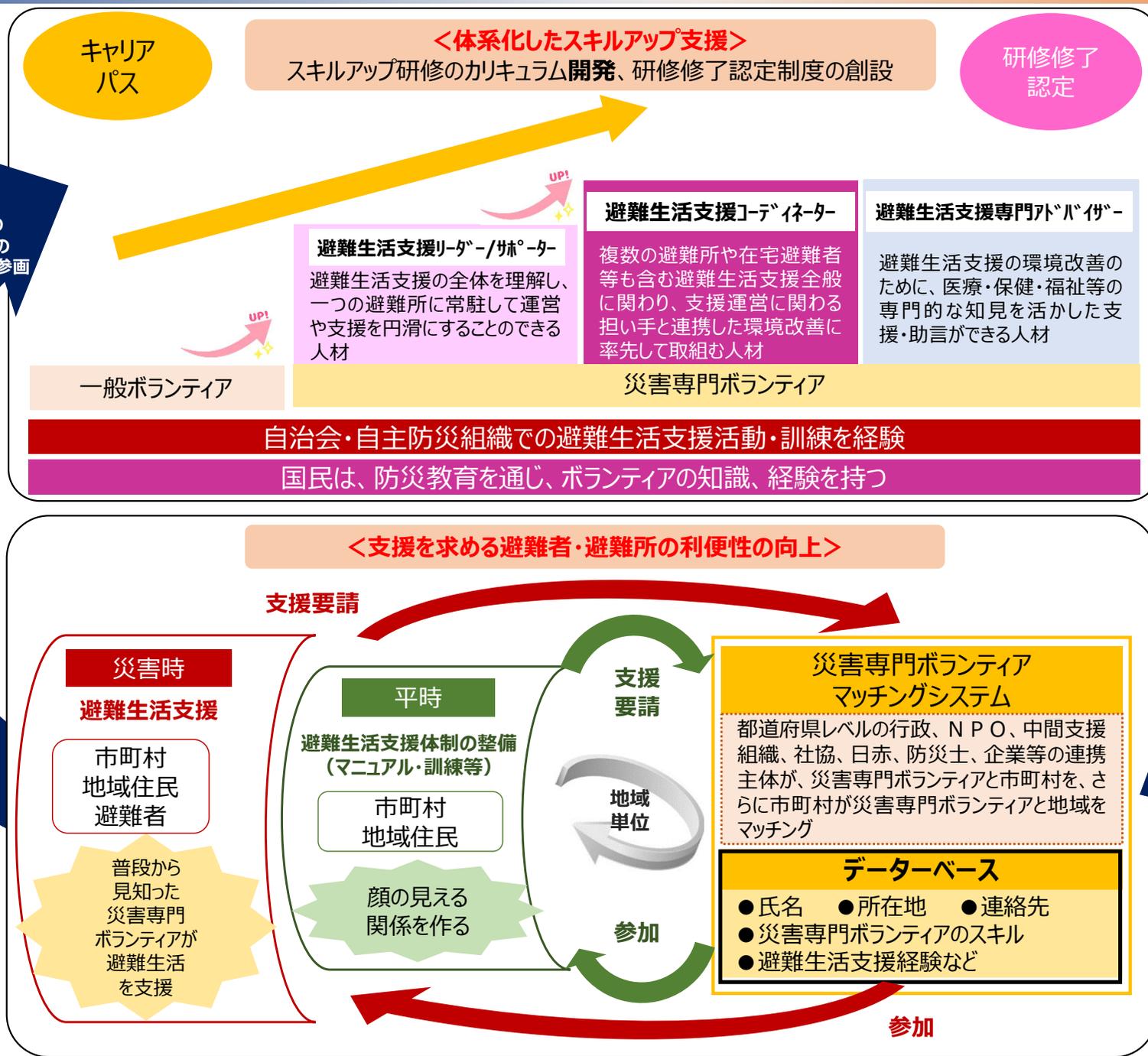
- 地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、知識や経験を積み**スキルアップできるキャリアパス・モデルを提示**
- スキルアップのための**体系的な災害専門ボランティアの育成研修**、災害ボランティアの信頼と認知度を高める**研修修了認定の仕組みを構築**

地域の災害専門ボランティアとの連携・協働による 地域防災力の向上 (= 避難生活支援の充実・避難生活環境の向上)

- 避難生活支援・防災人材育成エコシステムを推進する、**都道府県レベルでの行政、NPO、社協等の連携体制を構築**
- 平時から、**データベース登録災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチングの実施**
- 災害時の避難生活支援における**災害専門ボランティアと市町村・地域の連携・協働促進**

避難生活支援・防災人材育成エコシステム

防災教育・周知啓発WG（災害ボランティアチーム）提言より抜粋
 <提言後の議論を踏まえた改訂版>



- 地域単位
- NPO等
団体
- 日赤
ボランティア
- 防災士
- 企業
- 大学
- 自治会
町内会

- 認定受け
- NPO等
団体
- 日赤
ボランティア
- 防災士
- 企業
- 大学
- 自治会
町内会

地域団体の貢献の
見える化

認定人材の登録

※ 災害専門ボランティアは、地元地域での活動を基本としつつ、災害の規模や場所に応じ、近隣や遠方の市町村の避難所に赴き活動することもある。

防災教育・周知啓発WG（災害ボランティアチーム）提言に対する取組状況

| 主な提言内容 | 取組状況 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、知識や経験を積み<u>スキルアップできるキャリアパス・モデルを提示</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難生活支援リーダー/サポーター研修」のカリキュラム開発 ○ 「避難生活支援コーディネーター」等のカリキュラムを検討中 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ スキルアップのための<u>体系的な災害専門ボランティアの育成研修</u>、災害ボランティアの信頼と認知度を高める<u>研修修了認定の仕組みを構築</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難生活支援リーダー/サポーター研修」の実施 ○ 研修修了者のフォローアップ（メルマガ配信等） ○ 研修修了者のスキルアップのためのOJT研修（能登半島地震支援への派遣）等の実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活支援・防災人材育成エコシステムを推進する、<u>都道府県レベル</u>での行政、NPO、社協等の<u>連携体制を構築</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県単位での災害中間支援組織の設置・機能強化等を支援するためのモデル事業の実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から、<u>データベース登録災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチングの実施</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修修了者のデータベース化、都道府県との共有 ○ NPO・ボランティア団体等（被災者援護協力団体）の登録制度の創設 ○ モデル事業において地域内のNPOや企業等のネットワーク化を推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の避難生活支援における<u>災害専門ボランティアと市町村・地域の連携・協働促進</u> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う避難所運營業務などを災害専門ボランティアが担う場合の、<u>公による経費負担の仕組みの検討</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ NPO・ボランティア団体等への交通費補助 ○ 自治体の計画に基づきNPO・ボランティア団体等が整備する資機材への支援（新しい地方経済・生活環境創生交付金） ○ NPO・ボランティア団体等の活動における災害救助費の活用方法等のマニュアル整備 |

避難生活支援リーダー/サポーターの育成

- 内閣府では、災害の激甚化・頻発化等により避難生活が長期化する中、地域のボランティア人材に、避難生活環境改善のための知識・ノウハウを身につけてもらうための**モデル研修を令和4年度から開始**。研修修了者はデータベース化し、都道府県との共有・連携を図る。
- こうした取組を通じて**地域のボランティア人材の発掘・育成**を図り、**発災時には行政職員や支援者等と連携し、良好な避難生活環境の確保**を図ることにより、「災害関連死・ゼロ」の実現を目指す。

避難生活支援リーダー/サポーターとは

避難所運営の基本的なスキルを修得し、自治体職員や被災者とともに、避難所の生活環境向上に率先して取り組むことができる人材

- 避難所における課題や被災者の困りごと、変化に気づく力を身につける
- 被災者一人ひとりの声を丁寧に聴き、その心情に寄り添い、被災者とともに取り組む姿勢（伴走することが大事）
- 気づいた課題や困りごとを避難所運営に関わる多様な担い手と共有し、具体的な解決に向けて共に話し合い、サポートする

研修カリキュラム

1. 事前学習：オンデマンド講座+テキスト

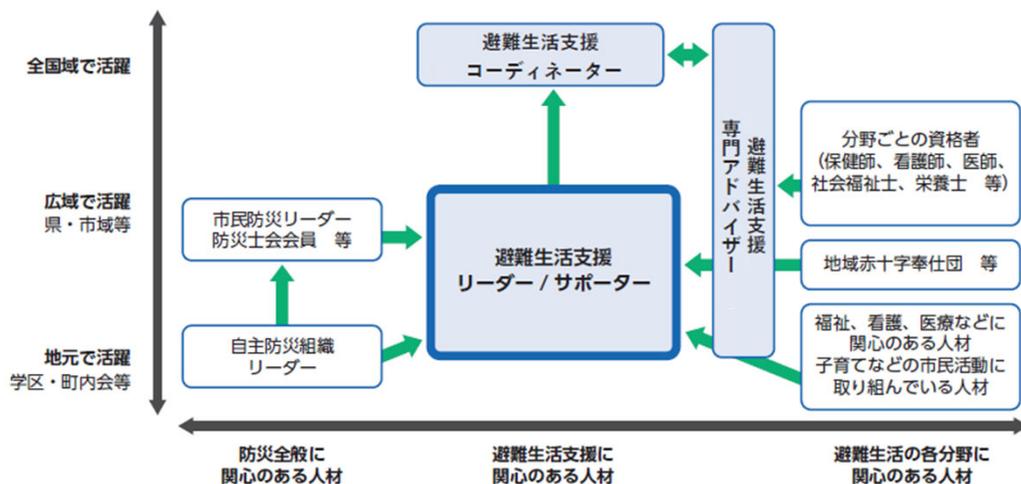
インターネット上で、8コマ（1コマ20分程度）の動画視聴、基礎知識等をテキスト提供

2. 避難所運営演習

2日間、4つの演習を通じて、避難生活の環境向上のためのスキルや被災者とのコミュニケーションの基礎などを学ぶ

- ① 多様な被災者の心情や状況の理解
- ② 避難生活の課題と生活環境の整備
- ③ 被災者とのコミュニケーション
- ④ 避難所運営の担い手との連携・協働

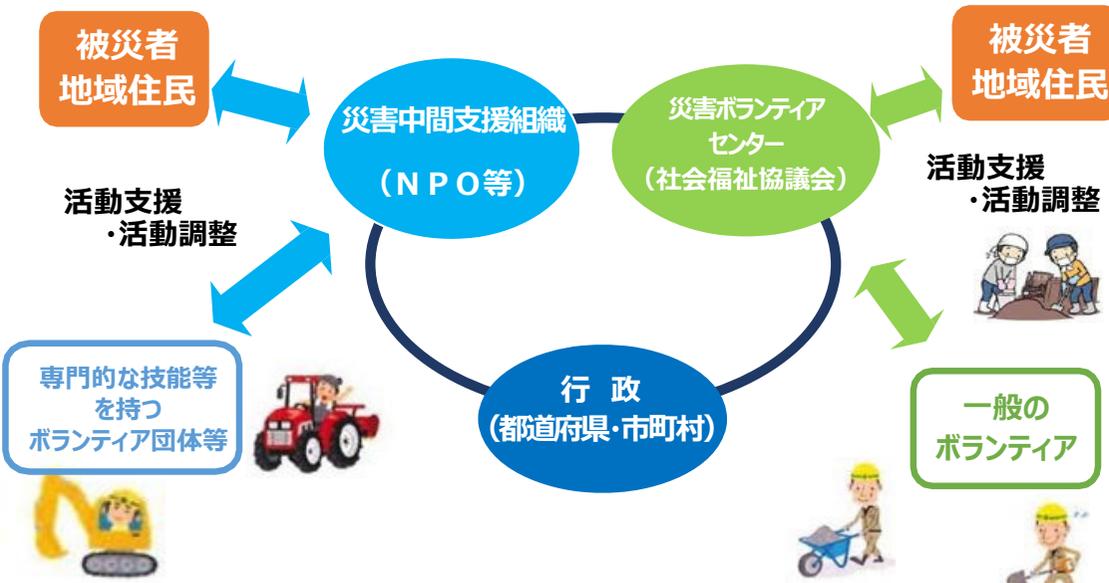
講師：避難所運営支援の経験豊富なNPO職員



災害中間支援組織の機能強化の取組

- 官民連携（三者連携）による被災者支援の充実・強化を図る上で、**NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**。現在、**23の都道府県**で災害中間支援組織が活動中（R7.1現在）
- **全ての都道府県に災害中間支援組織を設置すべく**、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）の協力も得ながら、必要な知見・ノウハウ等の把握・収集において参考となる15府県を選定し、**令和5年度から、災害中間支援組織の設置・機能強化等に向けたモデル事業**を開始

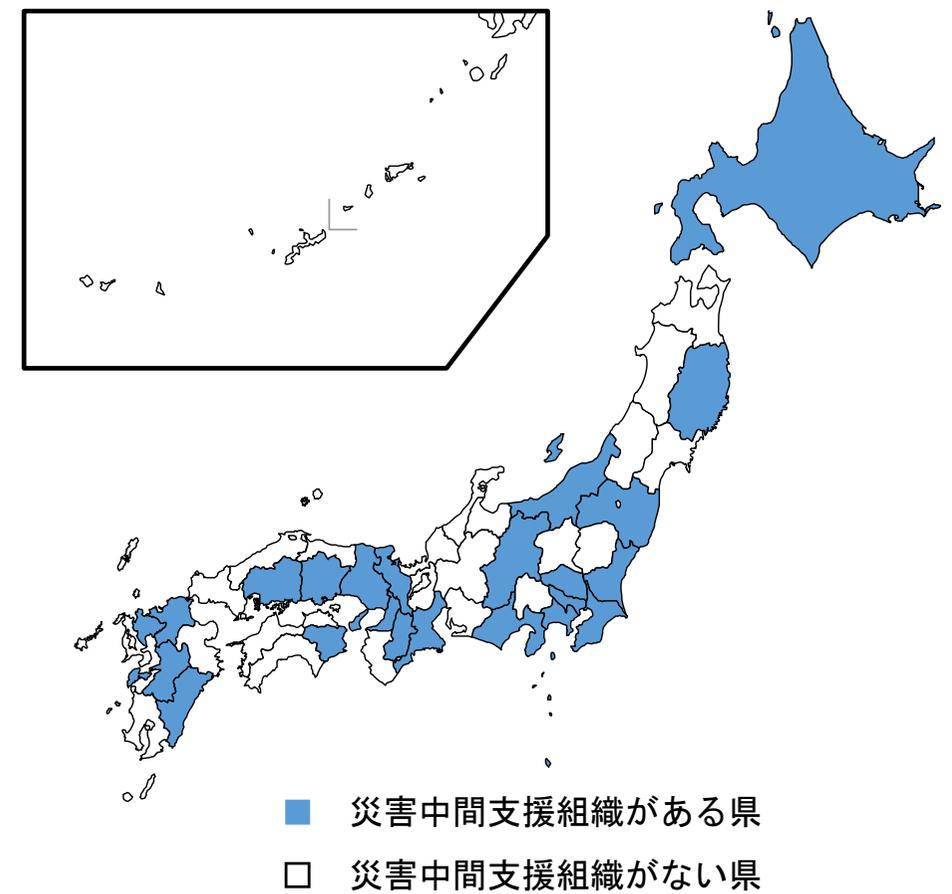
<官民連携（三者連携）の体制>



平時：関係者と意見交換等を行うなど顔の見える関係を構築
 発災時：情報共有会議を開催するなど被害状況の把握、被災者支援の情報共有・活動調整等を実施

- モデル事業の主な取組**
- ・行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ
 - ・官民連携促進イベント（シンポジウム等の開催）
 - ・行政・民間団体等との訓練
 - ・自治体職員や地域住民に対する研修
 - ・県内防災関係団体の現状調査（ほか）

<災害中間支援組織設置状況>



JVOAD資料を基に内閣府にて作成

NPO・ボランティア団体等の登録制度の創設

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を果たしたところ。
- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等（被災者援護協力団体）を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。

※R7.2.14閣議決定の災対法等改正案で措置



- 登録団体は、発災後、**速やかに被災者支援**を実施
- 登録団体は、市町村から被災者等の**情報の提供**を受けることが可能
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体に対し**救助業務への協力を依頼**
- 国は、必要に応じ登録団体に協力を依頼（派遣調整等を実施）
- 国は、登録団体に対し**交通費を補助**（県外からの往復費用）

被災者支援団体への交通費補助事業

- 被災者支援団体による活動の活性化を図るため、支援に駆けつけるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費を補助する事業を令和7年1月に開始。

補助内容

【 補助金額 】 **申請 1 件当たり上限50万円**

【補助対象活動】 令和6年能登半島地震など、災害救助法が適用され、補助対象期間中にボランティアの受け入れが行われている地域で被災者を支援する非営利活動

【補助対象期間】 令和7年1月10日（金）から令和7年3月31日（月）

【補助対象費用】 **対象活動へ参加するために発生する交通費**

実施事業イメージ

活動前

補助対象団体

応募書類等の
提出

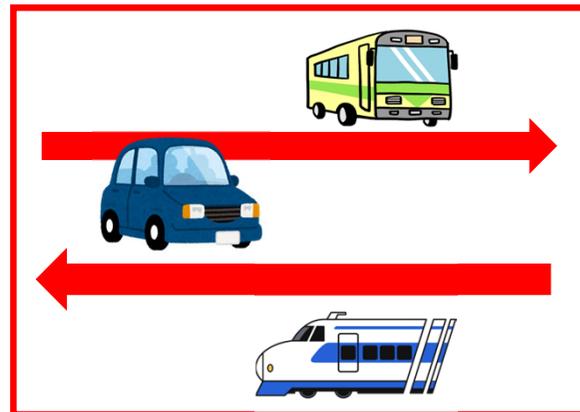
審査委員会を経て
交付決定通知

内閣府



出発地

災害ボランティア活動へ参加するために
発生する一連の交通費



ボランティア活動の実施



目的地

活動後

補助対象団体

活動報告書等
の提出

精算払いによる
交通費の支給

内閣府

災害ボランティアセンターの活動に係る費用に対する支援

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

<背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきている。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担として支給する。

<概要>

- 対象事務 : 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
- 対象経費 : 調整事務を行う人員を確保するための次の経費
 - ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)
 - ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）

※令和2年7月豪雨以降の災害に適用

3. 民間企業等との連携について

能登半島地震における民間企業等と連携した被災地支援

- 令和6年能登半島地震では、地方自治体など行政機関が民間企業等と連携し、支援物資や宿泊施設などを被災地に提供。
- 平時から各種サービスを提供する民間企業等の力を最大限活かすことで、プロによる円滑かつ的確な対応を通じて被災地支援を実施。

物資支援オペレーション

- ・ 民間物流事業者に広域物資輸送拠点の運営を委託。物資の搬出入や保管管理体制の円滑化および効率化を図った。
- ・ 民間物流事業者に広域物資輸送拠点から被災市町や避難所への輸送を委託。輸送作業の効率化と市町職員の負荷軽減を図った。



支援物資拠点の管理（石川県産業展示館）

飲食等の提供

- ・ 町の委託を受けた地元の飲食店組合の事業者が穴水町の開設した「セントラルキッチン」において、栄養バランスの取れた温かい食事を被災者へ提供。
- ・ 各避難所への配送は被災し職を失った人が担い、一時的な雇用も創出。



飲食店組合事業者による炊き出し（穴水町）

宿泊施設の提供

- ・ 自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、ホテル・旅館・民泊等を活用し二次避難等を支援。
- ・ 民泊関係事業者では戸建てやペット同伴、家財付など幅広いニーズにも対応。



民泊施設の提供

地方自治体と民間企業等との災害時応援協定

- 地方自治体では、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等を図るため、民間企業等と災害時の応援協定を締結。
- 令和6年能登半島地震では、民間企業等による無人航空機やキャンピングカー等の支援が注目。

■ 能登半島地震で注目された技術等に関する、全国自治体と民間企業等との協定締結の現状

| 検索キーワード | 件数 | 協定内容の傾向 |
|-----------------|--------|--|
| 段ボールベッド | 600件以上 | <ul style="list-style-type: none">➢ 災害時における段ボールベッドの供給。➢ 段ボールベッド単体の協定ではなく、供給する物資のメニューの一部として記載。 |
| 無人航空機 | 500件以上 | <ul style="list-style-type: none">➢ 映像・画像の収集、被災者の捜索、災害現場地図の作成支援、物資輸送等を内容としたものが多い。➢ 貸与、測量、老朽度調査といったものも一部に見られる。 |
| キッチンカー | 70件以上 | <ul style="list-style-type: none">➢ キッチンカーによる炊き出しの実施。➢ 食物アレルギー対策への配慮を求める内容も見られる。 |
| キャンピングカー | 20件以上 | <ul style="list-style-type: none">➢ 災害時における優先的な貸出し。➢ 給電設備等装備にも言及しているものも一部に見られる。 |
| トレーラーハウス | 10件以上 | <ul style="list-style-type: none">➢ 災害時における優先的な貸出し。➢ 避難所以外の活用方法について記載されているものが多い。 |
| トイレカー・ 車載トイレ | 10件以上 | <ul style="list-style-type: none">➢ 災害時における優先的な貸出し。➢ 自治体相互の派遣協定も一部に見られる。 |

注：災害時応援協定システム（登録件数：約10万4,000件）において、上記のキーワードで検索した結果である。
システムへの登録は任意であるため、災害に関係する全ての協定内容が登録されているわけではない。

地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結

物資輸送

○ 災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定の締結

協定者：宮城県名取市、有限会社公楽開発（ドローンショップ仙台）

内 容：災害現場又は災害発生のおそれがある現場の状況確認及び撮影、孤立者への物資輸送

○ 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

協定者：広島県東広島市、福山通運株式会社

内 容：避難所等への支援物資の輸送や物資拠点施設の運営補助のほか、福山通運施設を緊急避難場所として提供

食事の提供

○ 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

協定者：愛媛県宇和島市、愛媛キッチンカー協会

内 容：避難所等における炊き出し、協会が調達可能な物資の供給、市が提供する米等の食材の調理

○ 食事の提供支援に関する協定書

協定者：群馬県館林市、有限会社フォレスト（飲食業）

内 容：炊出し等による温かい食事の提供、備蓄食料等を美味しく食べるアイデアの提供等

住まいの確保

○ 災害時におけるレンタルキャンピングカー等の提供に関する協定

協定者：埼玉県越谷市、一般社団法人レンタルキャンピングカー協会

内 容：協会が保有・管理するキャンピングカーの優先提供

○ 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

協定者：鹿児島県伊佐市、株式会社デベロップ（ホテル事業）

内 容：平時はコンテナホテルとして使用している移動式宿泊施設を提供し、緊急避難所や仮設住宅等に活用

生活の質の改善

○ 災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定

協定者：愛知県あま市、タフバリア株式会社（リース業）

内 容：移動トイレカーなどを避難所等へ優先的に、迅速に供給、運搬、設置

○ 災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定

協定者：兵庫県養父市、山本運輸株式会社

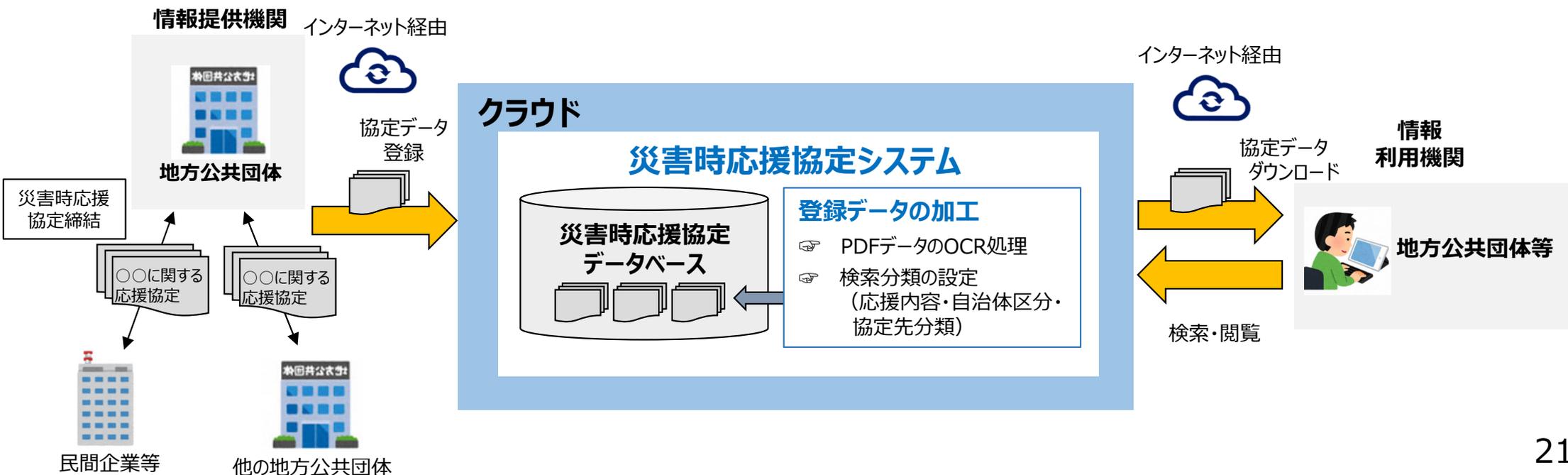
内 容：養父市及び養父市が支援を行う自治体等が被災した場合等において、養父市に対しランドリーカーを提供

災害時応援協定のデータベース化の推進

災害時応援協定に関する対応経緯

- 平成7年12月 阪神淡路大震災を契機に災害対策基本法が改正され、地方公共団体間ならびに地方公共団体と民間事業者間の災害時における応援協定等の締結に関する規定が新設（法第八条第二項第12号）。
- 平成24年6月 東日本大震災以降、災害対策基本法の改正により、国による被災地方公共団体に対する応援業務の調整等ができる旨の規定が新設（法第七十四条の三）。
- 平成24年9月 防災基本計画において、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間での協定締結による連携強化に関する規定が追加。以降、令和2年度には国による地方公共団体間の相互応援協定の事例共有、協定締結の推進に関する規定が追加。

- ✓ 上記を踏まえ、平成25年度から、地方公共団体における災害時応援協定等のデータベース化に関する取組を開始。
- ✓ 令和3年度には、**データベースを常時検索・閲覧することができるシステム（災害時応援協定システム）の運用をクラウド上で開始**し、各地方公共団体において、他団体の協定締結状況に関する情報収集や協定書の原案作成等、新たな協定締結の検討に活用。



内閣府防災担当と民間団体等との災害時応援協定の締結

○人工衛星等を用いた災害に関する情報提供協力に係る取決め

締結先：（国研）宇宙航空研究開発機構（JAXA）

締結日：平成26年12月26日

内容：災害発生時の被害状況把握等のため、**JAXAが内閣府に衛星画像データを提供**。内閣府は当該データに関係省庁・指定公共機関等へ情報共有。

○災害対応に関する内閣府と日本赤十字社との協定

締結先：日本赤十字社

締結日：平成27年11月10日、令和2年5月14日（追加）

内容：**平時からの連絡体制の確立**や災害対応における**連携協力の確保**のほか、災害救助法に基づく都道府県知事からの委託事項（医療、助産等）について規定。
内閣府調査チームに日本赤十字社職員（医師等）を派遣し、同チームの被災地での災害応急対応に協力

○内閣府と民間企業6社との災害対応に関する連携協定

締結先：①通信事業者（株NTTドコモ / 株KDDI / 株ソフトバンク）
②航空事業者（株ANAホールディングス / 株日本航空）
③小売事業者（株イオン）

締結日：令和元年7月9日

内容：災害発生時に**相互に連携協力**

- ①・内閣府の現地派遣職員の**災害対応活動に必要な通信機材の提供**
・通信サービス支障地域の早期復旧に向けた**地図情報の共有**
- ②・内閣府職員の**現地派遣時の輸送協力**
・航空会社による航空機用特殊車両を活用した被災者支援
- ③・店舗等の**敷地を応援部隊の進出拠点として活用**
・イオングループ各社が保有する機材を活用した被災者支援

○災害時の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定

締結先：（独）都市再生機構（UR）

締結日：令和2年6月19日

内容：市町村が実施する**住家被害状況調査**について、**都市再生機構が支援（助言・職員派遣等）を実施**

○災害時における物資支援業務等の災害応急対応に関する協定

締結先：引越・宅配事業者（株佐川急便 / 株アートコーポレーション / 株サカイ引越センター / 株引越社）

締結日：令和3年4月13日

内容：災害時の物資支援業務に協力
・国が供給する**段ボールベッド等**の避難所での**組立て**
・各社保有資材等を活用した**緊急時簡易型ベッド供給**

○大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定

締結先：日本行政書士会連合会

締結日：令和6年9月25日

内容：被災自治体へ行政書士を派遣し、罹災証明書の申請相談などを実施

○住家被害認定調査に係る自治体支援のための連携協定

締結先：日本不動産鑑定士協会連合会

締結日：令和6年12月26日

内容：被災自治体へ不動産鑑定士を派遣し、自治体職員とともに被害認定調査を実施

防災×テクノロジー官民連携プラットフォームによる官民連携の促進

- 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」(防テクPF)の一環として、災害対応を行う地方公共団体等の困りごとや関心事項(ニーズ)と民間企業等が持つ先進技術のマッチングを行う「マッチングサイト」を開設(令和3年7月)。
- マッチング機能に加え、平時から復旧・復興期までの災害フェーズ、風水害、地震といった災害種別等に応じてニーズ/先進技術の検索も可能。



現在の機能

- ・登録したニーズ/先進技術(1団体で複数のニーズ/先進技術の登録が可能)に合致する先進技術/ニーズのマッチング
- ・災害フェーズ(平時、危険切迫時、応急対応時、復旧・復興期)、災害種別(風水害、地震、土砂災害、津波、火山災害、雪害、火災等)、団体の所在地、予算規模、導入時期、導入実績・表彰歴、キーワード等の諸条件を絞ったニーズ/技術の検索

防テクPFサイト
登録はこちらから



防災経済コンソーシアム

- 社会全体の災害リスクマネジメント力の向上を図るため、**事業者による自然災害への事前の備えを面的・継続的に促進する枠組みとして、「防災経済コンソーシアム」を構築**（年2回の事務部会及び総会を実施）
- 事業者の経営に必要なサポートを行う経済団体や、各事業者の経営判断に様々なアドバイスを行う業界の団体で構成

防災経済コンソーシアムの主な活動

- 各団体のネットワークを活かした普及・啓発や、様々な団体の連携による災害リスクマネジメントの促進を図るため、以下取組を行う。
 - ・防災経済行動原則の普及・啓発
（メンバー下部組織や会員企業等を通じて事業者へ普及・啓発）
 - ・各団体における自助促進による活動状況や課題の共有
 - ・その他勉強会等（行政や有識者からの情報提供）
 - ・各団体に主催する防災関連イベントへの協力

メンバー構成

※五十音順

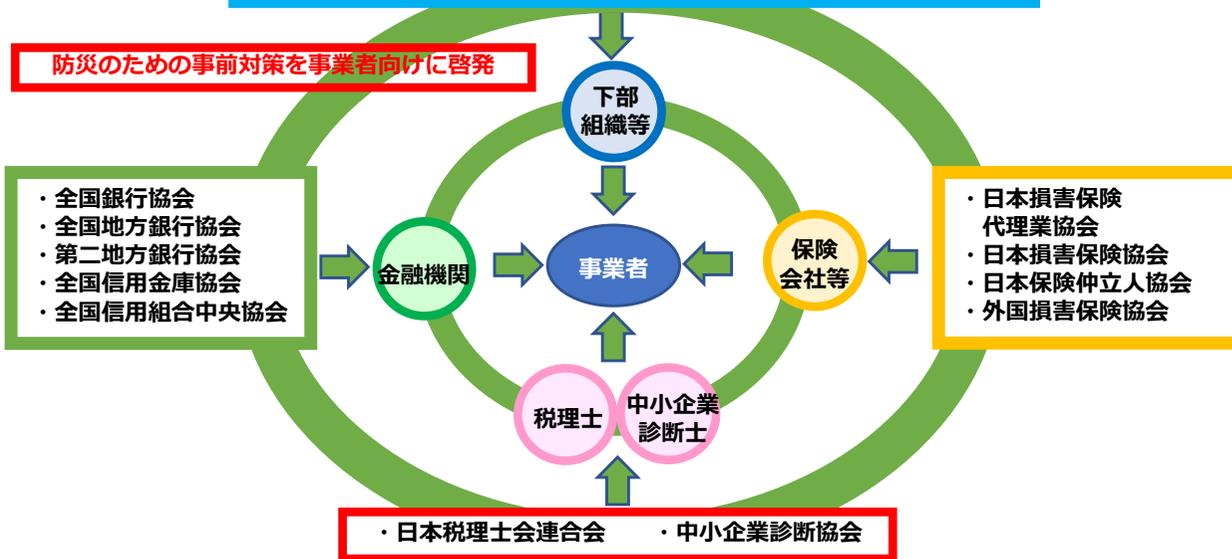
外国損害保険協会
 経済同友会
 全国銀行協会
 全国商工会連合会
 全国信用金庫協会
 全国信用組合中央協会
 全国地方銀行協会
 全国中小企業団体中央会
 第二地方銀行協会
 中小企業診断協会
 日本経済団体連合会
 日本商工会議所
 日本青年会議所
 日本税理士会連合会
 日本損害保険協会
 日本損害保険代理業協会
 日本保険仲立人協会

オブザーバー

日本政策投資銀行
 全国知事会
 全国市長会
 金融庁
 経済産業省中小企業庁
 内閣官房国土強靱化室

・日本経済団体連合会 ・経済同友会 ・日本商工会議所
 ・全国商工会連合会 ・全国中小企業団体中央会 ・日本青年会議所

防災のための事前対策を事業者向けに啓発



中部防災推進ネットワーク

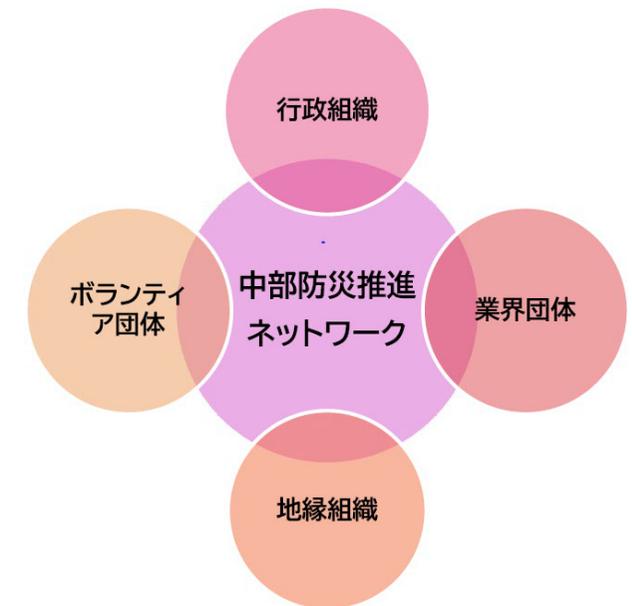
概要

南海トラフ地震などの巨大自然災害が懸念される中、中部圏における「業界団体」間の共助を促進し、合わせて「ボランティア団体」、「地縁組織」、「行政組織」との協働を図り、広域的な災害対応の実現を目指すことを目的として、2020年7月に設立。

目的

災害時に政府・自治体・業界団体などが広域的に連携した活動を円滑に行うため、中部圏の業界団体における顔の見える関係の構築（2020年7月～）

災害時における事業継続のための相互支援、経済活動の復旧・復興に向けた相互協力などへの活動に向けた、業界団体の役割の明確化と分担（2022年4月～）



- ・**会長**：福和 伸夫 氏（名古屋大学名誉教授、あいち・なごや強靱化共創センター長）
- ・**メンバー**：愛知県医薬品卸協同組合、愛知県警備業協会、愛知県トラック協会、愛知中小企業家同友会、事業継続推進機構、生命保険協会、全国公民館連合会、助けあいジャパン、名古屋ビルヂング協会、名古屋林業土木協会、日本ガス協会、日本気象協会、日本建設業連合会、日本水道協会、日本赤十字社、日本電機工業会、日本電設工業協会、日本ホテル協会、日本旅行業協会、不動産協会、防災安全協会
- ・**事務局**：内閣府（防災担当）、経済産業省中部経済産業局、日本損害保険協会、あいち・なごや強靱化共創センター、名古屋まちづくり公社
- ・**協力**：国土交通省中部地方整備局、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県、名古屋市、名古屋大学、名古屋商工会議所、中部経済連合会

防災推進国民会議

- 平成27年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議にて採択された、「仙台防災枠組2015-2030」において、各国政府は、ステークホルダー（※）に対し、災害リスク削減に関して行動をとるよう奨励。
（※市民社会、ボランティア、地域団体、学术界、企業、メディアなど）
- 広く各界各層との情報及び意見の交換並びに、その他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、「防災推進国民会議」を開催。（過去10回開催）

会議概要

- 議長：清家 篤（日本赤十字社社長）
副議長：秋本 敏文（公益財団法人日本消防協会会長 / 一般財団法人日本防火・防災協会会長）
議員：各界各層の有識者
活動：
○ 毎年末、総理（中央防災会議会長）へ各界の防災の取組を報告する全体会議を開催
○ 防災推進国民大会、津波防災の日イベントを内閣府とともに共催
○ 各界の取組の情報発信



第10回防災推進国民会議（令和6年12月19日開催）の様子

構成団体

※印の団体は令和3年より参加

| | |
|----------|--|
| 経済界・労働組合 | 日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本青年会議所 |
| 地方六団体 | 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会 |
| 教育界 | 日本PTA全国協議会、全国子ども会連合会、全国幼児教育研究協会※、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、国立大学協会、日本私立大学団体連合会、公立大学協会 |
| 学术界 | 日本学術会議、防災学術連携体 |
| メディア | 日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会、日本雑誌協会 |
| 医療関係 | 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会 |
| 福祉関係 | 全国社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会※、日本介護福祉士会※ |
| 消防関係 | 日本消防協会、全国消防長会、日本防火・防災協会 |
| 障害者団体 | 日本障害フォーラム（JDF） |
| 女性団体 | 全国女性団体連絡協議会、全国女性会館協議会※ |
| 上記以外 | 日本赤十字社、日本財団、日本生活協同組合連合会、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク※ |

※平成27年7月29日 中央防災会議会長（内閣総理大臣）決定

參考資料

(参考) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

官民連携関係箇所

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- 液化化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

(TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等)

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールヘッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



キッチンカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべく、公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が可能にできる環境整備を図るべき。高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべく。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべく。



トイレカー

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべく。



仮設風呂

(参考) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

官民連携関係箇所

3.被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討するべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討するべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討するべき。



DWATIによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応するべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備するべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7.特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築するべき。

8.引き続き検討及び取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 啓発を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4.物資調達・輸送

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表するべき。

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施するべき。



パーティション・段ボールベッド

- プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5.住まいの確保・まちづくり

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

- 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるように、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された消防車の輸送

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進するべき。

(参考) 第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見 (官民連携関係)

- 公的な機関間の情報共有の仕組みとして、新総合防災情報システム (SOBO-WEB) が運用開始した。今後、アカデミアやビジネスの領域などを含めた産官学が情報をやりとりする仕組みを作っていく必要がある。
- 普段の業務の中でいかに地元自治体等と顔が見える関係が築けるかが成功の必要条件。
- 地域性と災害の多様性・不確実性に対応できる柔軟な仕組みを設けることが重要で、そのためには民間の力をバッファーとして活用することも方策の一つ。
- 阪神・淡路大震災で「ボランティア元年」と言われてから30年、災害対応において様々な役割をボランティアが担ったが、地域との信頼関係の構築にはまだ課題がある。
- 行政やNPOなど多様な主体が有機的に連携し、被災地全体を俯瞰することで、支援の漏れ・ムラをなくしていくことが必要である。
- 国連では国際支援機関、被災国の行政と民間セクターが連携して機能別に災害対応を行うクラスターシステムが一般的となっており、日本もこのような世界の動きと連携した仕組みを目指していく必要がある。また、避難所という「場所」の支援からどこに避難しても支援が届く「人」の支援に転換するための仕組みづくりを行う必要がある。
- インフラ整備は進んでいるが、被災者の生活や暮らしを支えるソフト面での機能強化が必要。食事や物流など、平時には民間が担っているものを発災時だけ行政が担うことに無理がある。「餅は餅屋」であり、防災庁は、プロである民間やこれらの所管省庁との間の調整のプロであるべき。

(参考) 第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見 (官民連携関係)

- プロの災害対応への参画を促すため、防災庁予算としてハード対策同様にソフト対策にも「安全率」を掛け、社会保障や各種サービスのフェーズフリー化をすすめ民間がプロであるソフト面の災害対応能力を平時から高めるべき。
- マスコミと政府間を含む、民間防災関連団体・企業と政府の災害時連携体制を構築すべき。
- 災害ケースマネジメント体制の構築と自立・生活再建のための継続的な支援を行うとともに、自らの命を守る、近隣で支え合う地域づくりのための防災教育も推進すべき。
- 平時、災害時、復興期を通じた要配慮者の支援機能、福祉施設・事業所との事前連携及び災害時の支援、災害ボランティアセンターの整備・運営への支援、被災者情報の共有とD Xの推進が必要。
- 災害ボランティアセンターやDWATなど民間の災害支援人材の育成、活動環境整備が必要。
- 急激な少子高齢化等を踏まえると、基礎自治体での対応は限界であり、中長期を見据えた地域防災力の向上が必要。個別課題を超えて、構造的な課題に対して中長期戦略を確実に実行できる組織が必要である。
- 災害規模に応じた対応主体や優先度をあらかじめ考えるとともに、企業とも連携して早期に回復できるような産業構造をつくること、弱みを強みにするような防災産業を作り上げることが重要。

(参考) 第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見 (官民連携関係)

- この国の本当の急所探しが必要。地域や組織を超えた総力戦で災害に立ち向かうため、府省・官民を超えて本音を語り防災に取り組む場づくりが必要。官民の心構えを変える施策が必要であり、平時、発災時、復興期を通じて広域的な地域連携ができる場づくりを検討すべき。
- 被災者地震では解決困難なことに対して、平時から官民の連携体制を整え、状況整理して、支援でどういう状況を目指すのか、しっかり議論することが重要。これにより官民の役割分担ができる。
- 被災者のニーズを包括的に捉え、把握できたニーズに対してあらゆる手段を尽くす、官民連携による被災者支援の体制づくりが重要である。
- 防災庁に求められる役割は、複数の専門医の間でコーディネーションする救急医の役割と似ており、コーディネーションのプロとして災害による社会システムの破綻を防ぐことにあると考える。防災庁は、コーディネーションのプロの養成が肝要。
- 防災庁は、災害時だけでなく、事前防災の面でも、府省庁・官民の連携の旗振り役になる必要がある。歩いて逃げるためには健康が前提となるなど、防災は必然的にいろいろな分野のコーディネーションが必要。平時の地方創生や観光振興が、そのまま防災対策にもなる。

(参考) 被災自治体が対応しなければならない業務

- 被災自治体においては、発災以降、被害情報の収集・伝達、応援の受入れ、救助・救急活動、避難所開設、要配慮者への対応、物資搬入、インフラ・ライフラインの復旧、被害認定調査、災害廃棄物処理等、フェーズ毎に次々と生じる多岐にわたる業務を遂行。
- 大規模災害発生時には、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、都道府県や市町村の防災部局だけでは災害対応が困難であり、防災部局以外の部局においても災害対応を行う必要が生じる。また、全庁をあげた体制をとった場合でも、単独の市町村では災害対応が困難であり、ボランティア、民間企業等の支援、県内外の他市町村等からの支援等が必要不可欠。



災害対策本部開設



避難所運営



避難所運営



物資搬入



建物被害認定調査



災害廃棄物処理

